

(令和7年11月29日制定)

技術報告審査規定

この規定は「技術報告」に対して適用される。

I. 審査手順

1. 論文審査委員長は学会事務局より技術報告審査の依頼を受ける。
2. 提出された原稿に対して論文審査委員長は論文審査委員の中から担当審査委員を決め、技術報告審査を依頼する。
3. 担当審査委員は当該技術報告が審査に値するかを評価し、可の場合、査読者1名を決定し、査読を依頼する。担当審査委員は査読者の査読結果を参考に、審査結果を論文審査委員長に報告する。一方、否の場合には、その理由を明確に記載し、査読者にまわすことなく、審査結果を論文審査委員長に報告する。
4. 論文審査委員長は論文審査委員会に諮り、技術報告掲載可否の決定を行う。
5. 論文審査委員長は、著者および編集委員長に当該技術報告の掲載可否について報告する。

II. 掲載基準

1. 原則的に第一査読者が「掲載可」の判断をした場合には、技術報告掲載可とする。
2. 第一査読者が「掲載不可」とした場合には、担当審査委員はその理由を精査し、妥当と判断できる場合には掲載不可とする。それ以外は、第二査読者に査読を依頼する（その際、第一査読者のコメントを共有するか否かは、担当審査委員に一任する）。第二査読者が「掲載不可」と判断した場合は掲載不可とする。それ以外は、担当審査委員が第一査読者および第二査読者のコメントを総合的に判断し、掲載可否の判断を下す。
3. 査読者の判断が「修正後掲載可」または「要修正」である場合、著者に技術報告の修正を要求する。